

大第1037号
令和2年3月2日

関係団体の長 様

千葉県環境生活部大気保全課長
(公印省略)

「千葉県環境保全条例」及び「自動車NO_x・PM法」に基づく
報告書等の提出に関する周知への協力について

日頃より、千葉県の環境行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、千葉県環境保全条例に基づき県内の事業所において自動車（軽自動車、特殊自動車、二輪車及び被けん引車を除く。）を30台以上使用している事業者は、同条例第55条の2第1項の規定により「自動車環境管理計画書」、及び第55条の3の規定による事業年度ごとに前事業年度の実績を記載した「自動車環境管理実績報告書」を千葉県知事宛てに作成及び提出する義務があります。

また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法「自動車NO_x・PM法」に基づき、県内の対策地域に使用の本拠の位置を有する特定自動車を30台以上使用している事業者は、同法第33条の規定による「自動車使用管理計画書」の作成及び提出、並びに第34条の規定による「自動車使用管理状況報告書」を報告する義務があります。

つきましては、貴団体会員への各報告書提出に関する周知に御協力下さいますようお願い申し上げます。

【担当】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部大気保全課

自動車公害対策班

TEL：043-223-3557